

事務連絡
令和2年3月30日

各都道府県消防防災主管部（局）
東京消防庁・各指定都市消防本部

御中

消防庁消防・救急課

「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の一部改正について（情報提供）

総務省自治行政局公務員部公務員課長から「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の一部改正について、別紙のとおり発出されましたのでお知らせいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の消防本部に対してもこの旨を周知いただきまますようお願いいたします。

連絡先

消防庁消防・救急課 阿部、田村、佐井
電話：03-5253-7522
E-mail：shokuin@soumu.go.jp

総 行 公 第 5 6 号
令和 2 年 3 月 2 7 日

各 都 道 府 縿 務 部 長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各 指 定 都 市 縍 務 局 長
(人事担当課扱い)
各 人 事 委 員 会 事 務 局 長

} 殿

総務省自治行政局公務員部
公 務 員 課 長
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の一部改正について

標記について、人事院から各府省に対し、別添のとおり「「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の一部改正について」が通知されましたので、送付いたします。

各地方公共団体におかれましては、本通知を参考にしていただき、下記の事項を踏まえ、適切に対応いただくようお願ひいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願ひいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第 59 条（技術的助言）及び地方自治法第 245 条の 4（技術的助言）に基づくものです。

記

1 人事院規則 15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第 22 条第 1 項第 17 号の休暇（非常勤職員にあっては、人事院規則 15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第 4 条第 1 項第 4 号の休暇）に規定する出勤することが著しく困難であると認められる場合として、「感染症法第 7 条第 1 項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 3 条によって準用される感染症法第 44 条の 3 第 2 項の規定に基づき、職員又はその親族が新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき」が追加されたこと。

- 2 国家公務員と同様に、常勤・非常勤を問わず「有給」の特別休暇とともに、休暇の取得についても格段の御配慮をいただきたいこと。
- 3 今般の取扱いについては、庁内イントラネットへの掲示、職員あての通知やメールによるお知らせ、状況に応じた庁内会議での周知などの適切な方法により、職員に広く周知いただきたいこと。

<参考>

- ・新型コロナウイルス感染防止拡大において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて（総公行第34号・令和2年3月1日付）
- ・「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の適切な対応について（総公行第41号・令和2年3月5日付）
- ・「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の職員通知について（事務連絡・令和2年3月9日付）

連絡先 総務省自治行政局公務員部 公務員課公務員第四係 電話 03-5253-5544 (直通)
--